

新旧対照表

(通関業法基本通達)

新	旧
<p>(許可申請書の添付書面)</p> <p>4 - 2 規則第1条((通関業許可申請書の添付書面))の規定の適用は、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1号に規定する「定款」及び「<u>登記事項証明書</u>」については、その事業目的に「通関業」との記載がないものであつても差し支えない。</p> <p>(3) ~ (6) (省略)</p> <p>(7) 第4号に規定する「通関士となるべき者その他の通関業務の従業者」に「派遣労働者」(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条((用語の意義))に規定する「派遣労働者」をいう。以下同じ。)が含まれる場合は、当該派遣労働者に係る労働者派遣契約(同法第26条((契約の内容等))に規定する「労働者派遣契約」という。以下同じ。)及び派遣事業主(同法第23条第1項((事業報告等))に規定する「派遣元事業主」をいう。以下同じ。)の概要(労働者派遣契約については、契約書の写し。派遣元事業主の概要については、パンフレット等であれば足り、<u>登記事項証明書</u>、決算書等は要しない。)を提示させるものとする。</p> <p>(8) (省略)</p>	<p>(許可申請書の添付書面)</p> <p>4 - 2 規則第1条((通関業許可申請書の添付書面))の規定の適用は、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 第1号に規定する「定款」及び「<u>登記簿の謄本</u>」については、その事業目的に「通関業」との記載がないものであつても差し支えない。</p> <p>(3) ~ (6) (同左)</p> <p>(7) 第4号に規定する「通關士となるべき者その他の通關業務の従業者」に「派遣労働者」(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条((用語の意義))に規定する「派遣労働者」をいう。以下同じ。)が含まれる場合は、当該派遣労働者に係る労働者派遣契約(同法第26条((契約の内容等))に規定する「労働者派遣契約」という。以下同じ。)及び派遣事業主(同法第23条第1項((事業報告等))に規定する「派遣元事業主」をいう。以下同じ。)の概要(労働者派遣契約については、契約書の写し。派遣元事業主の概要については、パンフレット等であれば足り、<u>登記簿謄本</u>、決算書等は要しない。)を提示させるものとする。</p> <p>(8) (同左)</p>